土総第１０６０号

平成２７年３月２４日

隠岐支庁県土整備局長　様

土木部各課長　様

土木部各地方機関の長　様

土木総務課長

技術管理課長

平成２５年発生豪雨災害に伴う災害復旧工事に係る特例措置の継続について

このことについては、平成２５年豪雨災害の発生以来、様々な特例措置を講じて来たところですが、災害復旧事業の進捗状況を考慮し、下記のとおり特例措置を継続しますので適切に運用してください。

記

１．継続の対象となる事務所

県央県土整備事務所、浜田県土整備事務所、益田県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所、

浜田港湾振興センター

２．継続する措置

（１）現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱い

　　別紙１のとおり

（２）主任技術者の専任に係る取扱いについて

　　別紙２のとおり

（３）島根県建設工事入札参加者選定要領の特例承認について

①承認内容

平成２５年発生豪雨災害に伴う災害復旧工事の発注に際し、要領第４条第１項第４号（特別の理由）の適用を承認し、２等級以上上位の等級に属する者を選定できることとする。

②適用に当たっての留意事項

管内で災害箇所が偏在する場合は、広く管内から競争参加者を選定し、管内建設業者全体の施工能力が十分生かされるよう配慮すること。また、建設工事の種類の設定に当たっては、工事の内容を十分吟味し適正に行うこと。

（４）遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

「平成２５年発生豪雨災害の復旧事業等における積算方法等に関する試行要領」による

（５）被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

「平成２５年発生豪雨災害の復旧事業等における積算方法等に関する試行要領」による

３．継続措置の終了

　記２の継続措置は平成28年3月31日までとする。

　ただし、記２（４）（５）については、平成27年度中に廃止を予定しており、その時期については現在協議中である。

【担当】

記２（１）～（３）に関すること

建設産業対策室：花岡、影山

電話：0852-22-5388

記２（４）、（５）に関すること

技術管理課：藤井、門田

電話：0852-22-5924